

2017年12月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

- 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2017年12月7日及び8日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF会議の主な内容は、次のとおり。

2017年12月 ASAF会議出席メンバー(2017年12月7日、8日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Jae-Ho Kim 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) —ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Lin Zhu
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Tommaso Fabi 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Moraes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Christine Botosan 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長（ASAF の議長）、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2017年12月 ASAF会議の議題

議題	時間	参照ページ
基本財務諸表	90 分	3 ページ
開示に関する取組み ・「重要性がある」の定義 ・開示原則	90 分	17 ページ

議題	時間	参照ページ
IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー	60 分	25 ページ
より幅広い企業報告	60 分	30 ページ
学界との連携	60 分	36 ページ
情報の不足及び連結財務諸表	60 分	39 ページ
IFRS 第 8 号「事業セグメント」の改善	60 分	41 ページ
共通支配下の企業結合	120 分	46 ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF の議題	15 分	52 ページ

今後の日程(予定)

2018 年 4 月 16 日及び 17 日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、IFRS 対応課題対応専門委員会、ディスクロージャー専門委員会、金融商品専門委員会及び ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 基本財務諸表

財務業績計算書における投資区分の表示

(議題の概要)

3. 今回の ASAF 会議では、2017 年 11 月の IASB ボード会議においても議論された、財務業績計算書における投資区分の表示に関して議論が行われた。次項以降において、2017 年 11 月の IASB ボード会議における IASB スタッフの提案を記載したうえで、同ボード会議における暫定決定の内容を記載している。

投資収益/費用の定義に関する IASB スタッフの提案

4. IASB スタッフは、投資収益/費用を、原則主義的に次のように定義することを提案した。
 - 個別に、かつ企業が保有しているその他の資源からおおむね独立して、企業に対してリターンを生み出す資産から生じる収益/費用

投資区分に含まれる項目の記述に関する IASB スタッフの提案

5. IASB スタッフは、典型的に投資区分に含まれる又は含まれない項目の一部を、次のようなリストとして提供することを提案した。ただし、投資区分に含まれる収益/費用の内容のすべては特定しないとし、このようなリストは、前述した原則主義的な定義が首尾一貫して適用されるうえで役立つことになるとしていた。

(1) 投資区分には、典型的には次の項目が含まれる。

- ① 財務収益ではない、金融資産から生じる利息収益及びその他の収益(例えば、債券投資から生じる利息収益)
- ② 次に記載するようなその他の投資から生じる収益/費用
 - ア 持分法を用いて会計処理された関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分(詳細は、本資料の第 6 項から第 8 項を参照)
 - イ 事業の重要な部分として扱っていない投資不動産に係る公正価値変動及び賃貸収益
 - ウ 非連結の持分投資に係る配当及び公正価値変動
- ③ 芸術作品への投資のような投機的な投資
- ④ 投資の売却に伴う処分損益

(2) 投資区分には、典型的には次の項目は含まれない。

- ① 一般的に財の生産及びサービスの提供に関わる（金融及び非金融の）資産から生じる収益/費用（例えば、長期の売掛金から生じる収益又は有形固定資産から生じる収益/費用）
- ② 余剰資金から生じる収益/費用

関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所に関する IASB スタッフの提案

6. IASB スタッフは、企業の事業活動にとって「不可分ではない (non-integral)」関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益は、本資料の第 4 項に記載した投資収益/費用の定義を満たすため、投資区分に含めるべきであるという見解を示した。
7. そのうえで、IASB スタッフは、関連会社及び共同支配企業への投資が、企業の事業活動にとって「不可分 (integral)」である場合について、次の 2 つのアプローチを識別した。
 - (1) アプローチ A : すべての関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を 1 つの場所（すなわち、投資区分）に表示することを企業に要求する。
 - (2) アプローチ B : 企業の事業活動にとって「不可分 (integral)」な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を投資区分の外に表示することを企業に要求するとともに、「不可分ではない (non-integral)」関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を投資区分の中に表示することを企業に要求する。
8. IASB スタッフは、アプローチ A を採用することによって比較可能性の向上と表示の一貫性がもたらされるとして、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益は、投資が企業の事業活動にとって不可分であるかどうかに関わらず、すべて投資区分に表示されるべきである旨を提案していた。

投資区分という用語の変更に関する IASB スタッフの提案

9. IASB スタッフは、財務業績計算書における「投資区分 (investing category)」を「投資から生じる収益 (income from investments)」という用語に変更することを提案した。

「投資・財務・法人所得税前利益」を「営業利益」として表示すべきかどうかに関する IASB スタッフの確認

10. IASB スタッフは、2017 年 11 月の IASB ボード会議における IASB スタッフの提案に基

づいて、「投資から生じる収益」及び「財務収益/費用」を定義した場合、「投資・財務・法人所得税前利益」が多くの企業にとって営業利益と同等と見られる可能性があるとして、ボード・メンバーに対して、「投資から生じる収益」を控除する前の小計を「営業利益」として表示する意向があるかを確認したいとしていた。

2017年11月のIASBボード会議における暫定決定の内容

11. IASBは、投資収益/費用の定義(本資料の第4項参照)、投資区分に含まれる項目の記述(本資料の第5項参照)及び投資区分という用語の変更(本資料の第9項参照)に関しては、IASBスタッフの提案のとおり暫定決定を行った。
12. 一方、IASBは、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所(本資料の第6項から第8項参照)については、暫定決定に至らなかつたため、基本財務諸表プロジェクトの最初のデュー・プロセス文書に、考えられる異なるアプローチの議論を含めるようスタッフに指示した。当該議論は、特に、本資料の第7項に記載している2つのアプローチを検討することとした。
13. また、本資料の第10項に記載したIASBスタッフの確認については、IASBは「投資から生じる収益・費用」区分の前の小計の名称を「営業利益」としないことを暫定決定した。

(ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

14. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 基本財務諸表プロジェクトでは、表示のみを扱い、認識及び測定の問題に立ち入るべきではないが、例えば、確定給付負債の純額から生じる利息費用や、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所に関する暫定決定については、これらの会計処理についてのIASBの見解が織り込まれているようである。これらは論争の的となっており、容易に解決できるものでもないため、現行の認識及び測定に関する要求事項に基づき検討を行うことを強く推奨する。我々の専門委員会においても、IASBの明確な見解が定まるまで持分法投資損益を1つの場所に表示することには同意するが、それは一時的な措置でしかないという意見も聞かれた。
- (2) 持分法投資について、「重要な影響(significant influence)」は偶然得られるものではなく、明示的な意思決定により獲得するものであるため、ほとんどの投資は、企業の事業活動と不可分であり、投資ではなく営業として表示することになるだろう。我々は、比率分析に対する影響についてはそれほど懸念していない。

- (3) 営業利益については、財務及び投資の残余としてではなく、直接的に定義するアプローチを検討していただきたい。IASB が営業利益のような利益を有用であると考えるのであれば、残余ではなく直接的に定義すべきである。財務諸表の読み手は、財務業績計算書を上から下に読んでいくため、下から上がっていくべきではない。

15. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 営業利益という名称を付けるというスタッフ提案に同意するという意味か。(IASB スタッフ)

⇒一時的な項目をスタッフ提案の利益から除外したものを「営業利益」とすることを試みていただきたい。営業利益は、通例でない項目や発生の頻度が低い項目を取り除いた、営業活動から生じる持続可能な利益 (sustainable income) のようなものであるべきというのが我々の見解である。(ASBJ)

⇒それは複雑である。(IASB Hoogervorst 議長)

⇒世界基準設定主体 (WSS) 会議では、反復的でない項目を営業利益から除外するという意見もあった。2 つの異なる意見を調整するのは困難である。(IASB スタッフ)

⇒営業利益は最も有用な小計である。そこにたどり着くよう努力すべきである。IASB は、コアと非コアに区分し、財務と投資はすべて非コアに入れているようだが、我々は、営業がコアと非コアに分かれると考えており、財務及び投資についてコアと非コアに区分することに意味があるとは考えていない。(ASBJ)

- (2) ディスカッション・ペーパーがこのプロジェクトの成果物となることに期待する。したがって、少なくとも営業に関し、直接定義する、残余として定義する、何も定義しない、という 3 つのアプローチを提案し、メリットとデメリットに関して議論することが必要である。

⇒利用者に理解を深めてもらうためにも、当該 3 つのアプローチを示して議論して欲しい。

- (3) 名称の観点からも、「営業」の定義を残余とすることには反対する。しかし、ディスカッション・ペーパーの目的からすると、異なる選択肢や異なる議論を提示することは必要である。「営業利益」という言葉は企業によって様々な定義で用いら

れており、利用者か作成者かによっても考え方方が異なっている。

- (4) 認識及び測定を変更しないという前提のもとでは、持分法投資損益はすべて一箇所にまとめて表示すべきであり、事業と不可分 (integral) なものとそうでないものに分けるべきではないのではないか。一方、現在、持分法が適用されている投資について、同じ会計処理をして良いのかということについて疑問がある。持分法と公正価値測定と比例連結という 3 つから得る情報を検討できるのではないか。

(参加者のその他の発言)

16. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 営業利益を示す小計については、何を含め、どのような名称にしたとしても様々な意見があると考えるため、今後公表する予定のディスカッション・ペーパーで叩き台を提案し、意見を募るべきである。持分法投資損益については、アナリストから営業の外の区分に抜き出して欲しいという要望があることを認識しているものの、概念的には持分法投資には 2 種類の投資（配当の受け取りを意図した投資で営業に含まれない投資と、個別の資産に投資する代わりに持分の形で投資した営業の性質がある投資）があると考える。したがって、利用者の理解に資するために、財務諸表本表で種類別の 2 項目に分けて表示すべきではないか。すなわち、持分法投資は重要な影響を持つため、営業と不可分なものもあると認識しており、それを投資家の意思決定に影響があるものとして強調することを提案する。

⇒「営業利益」に代わる用語にディスカッション・ペーパーで焦点を当てることは良い考えだ。（IASB Hoogervorst 議長）

- (2) 投資区分の新設には賛成する。ただし、投資収益と EBIT の “I” に含まれる受取利息との区別が不明瞭である。すなわち、現状、キャッシュ・フロー計算書上では営業活動と投資活動で分かれている受取利息が、財務業績計算書では、余剰資金に関する利息収益は財務収益となり、それ以外の利息収益は投資区分に含められるということか。当該整理が不自然にならないために、理論的な説明が必要である。さらに “investment income” とした場合に、“loss” が発生した場合の取扱いが不明瞭になることを懸念する。

⇒現金及び現金同等物に関する利息のみを EBIT の “I” とし、それ以外の利息は投資区分に入る。また、“investment income” における “loss” の取扱いについては、IASB ボードからも同じ指摘があったため、修正する予定である。（IASB スタッフ）

⇒財務に区分するか投資に区分するかは理論的な説明が必要であり、持分法投資損益に関しては、被投資企業に重要な影響を与えるが、当該企業を支配していないため、投資区分に含めるべきである。

- (3) 行項目を定義したり明確化したりしてもなお、追加的小計を定義することには利点がある。投資区分の小計については、現在は、金融機関等ではない一般企業に焦点を当てているが、将来的には金融機関等についても検討しなくてはならない。多くの企業が財務活動を事業の一環として行っているため、投資区分や利息について、多くの企業が余剰資金として投資した現金及び現金同等物に対するものがどうなるのかに注目している。持分法投資損益については、一箇所で開示するか二箇所で開示するかの意見は分かれているので、ディスカッション・ペーパーにおける提案は、慎重にすべきである。
- (4) AOSSG のメンバーにおいては、投資区分を財務業績計算書に含めることについては見解が分かれていた。一部のメンバーは、「投資」の定義が、財務業績計算書とキャッシュ・フロー計算書とで不整合となり、利用者を混乱させることを懸念し、財務諸表を横断的に比較可能かつ関連性のある情報が提供されるよう、定義に一貫性を持たせることを求めた。「投資」の定義がキャッシュ・フロー計算書よりも広い提案となっていることを懸念するメンバーもいた。キャッシュ・フロー計算書では、固定資産を取得した際には投資活動となるが、それを通じて生み出す利益は営業活動となる。これは経済感覚とも整合している。今回の提案は、取得した時とそこから得る利益を同じ区分にすることとしているが、経済感覚と整合していないように思う。
- (5) FASB スタッフは、金融機関等以外の一般企業に対する検討を行っていることに対し、過去に FASB が辿ったのと同じように、将来的に金融機関が検討の対象となった時に障害になるのではないかと懸念していた。しかし、まず 1 つのモデルを検討し、金融機関でそれがうまく機能しない場合は、別のモデルを検討すればよいので、個人的には、IASB スタッフのアプローチには意味があると思う。「営業」、「財務」及び「投資」の区分に分ける際に、資産及び負債の区分を行い、財務業績計算書及びキャッシュ・フロー計算書で関連を持たせることで情報がどのように流れているかを論理的に示すことができる。「営業」と「投資」の区分に関しては、投資家が、将来キャッシュ・フローを予測するにあたって、それらを区別して分析する必要があるからである。公正価値で資産を評価することが投資家にその資産を使って得られると予測されるキャッシュ・フローに関して有用な情報を与えるかという観点では、投資区分については当てはまるかもしれないが、営業区分については当てはまらないかもしれない。営業の区分では、残余として営業活動を捉えることは容易である。「投資」と「財務」の間の区分について、IASB スタッフが意図していることは理解できるが、提案では

それを実行する上で、困難に直面するのではないか。投資区分に該当せずにその他の区分に該当するという定義を記載することは困難である。したがって、投資区分は将来的に資産になるもので、財務区分は将来的に負債になるものとして整理すれば明確になるのではないか。

- (6) 一般的に、投資区分、財務区分を作ることを利用者は支持している。ただし、金融機関等への適用についても念頭において検討することが必要である。利用者は、業界実務を考慮して分析しているため、例えば資源業界やソフトウェア業界等、様々な業種を考慮してアウトリーチを行い、ディスカッション・ペーパーを公表すべきである。持分法投資損益については、一箇所に開示し、利用者がそれを必要に応じて分解して利用しやすいように十分な情報を提供する方が良い。しかし、業種によって事業活動に不可分であるものもあり、不可分か否かの判断基準については、ディスカッション・ペーパーで検討する必要があるだろう。投資区分については、複雑になりすぎるのは良くないが、ある程度、複雑にすることで明確にすることができますので、その兼ね合いを探っていくのだろう。
- (7) アウトリーチを行ったが、投資区分について原則的に定義することを支持する声が多くかった。しかし、持分法投資損益については画一的に定められることについての懸念が聞かれた。事業活動に不可分であるか否かについて、その事業活動に積極的 (active) か受動的 (passive) かということを指標とする提案があった。また、「投資」及び「財務」に関しては、キャッシュ・フロー計算書にどのような影響を与えるのかを懸念する意見が聞かれた。営業利益については、小計はほとんど支持が得られず、より明確な記述が必要との意見があった。
- (8) 関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益をすべて投資区分に表示することの実行可能性を懸念している。原則的な定義を導入することは支持するが、今回の提案は投資区分に関するすべての特徴を表すことができていないのではないか。持分法投資損益についてはアプローチ B の方が正確な表示と考えるが、複雑性と判断の介入を避けるためにはアプローチ A にも賛成できる。営業利益については、“recurring” 及び “frequent” の定義を考えなければならない。従って、投資・財務・法人所得税前利益という小計を設けることに同意する。
- (9) 表示の比較可能性の向上に役立つ検討と考えるが、利用者が必要不可欠と考えるのは財務業績計算書の上の方であるため、下の方から定義する方法 (“bottom-up approach”) は不十分であり、全体的な視点が必要と考える。持分法投資を考えると営業の一部と考えられるものとそうでないものが存在するため、コアと非コアの間の区別は難しい。そのため、画一的に投資区分と結論付けるのは尚早かもしれない。

財務収益/費用

(議題の概要)

17. 今回の ASAF 会議では、2017 年 11 月の IASB ボード会議において暫定決定された、財務収益/費用の構成要素、「余剰資金」に代わる用語、「財務活動」の定義に関して議論が行われた。

財務収益/費用の構成要素に関する IASB スタッフの提案

18. IASB スタッフは、財務収益/費用を、「財務活動」に焦点を当てた次の 5 項目から構成することを提案した。

- (1) 実効金利法で計算された現金及び現金同等物から生じる利息収益
- (2) 現金、現金同等物及び財務活動から生じるその他の収益
- (3) 財務活動から生じる費用
- (4) その他の財務収益
- (5) その他の財務費用

19. 「財務活動から生じる資産及び負債に関連する収益/費用」ではなく、「財務活動から生じる収益/費用」と直接的な表現にする。これにより、どのような負債から生じる費用が財務収益/費用なのかという点に関する追加的なガイダンスや、「関連する」という曖昧な表現を避けることができる。

「余剰資金」に代わる用語に関する IASB スタッフの提案

20. IASB スタッフは、「現金及び現金同等物」を、財務収益/費用を定義する際の「現金及び余剰資金の一時的な投資」に代わる用語として使用することを提案した。

「財務活動」の定義に関する IASB スタッフの提案

21. IASB スタッフは、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）における「財務活動」に関する現行の記述を明確化するために、2013 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において IAS 第 7 号の財務活動の定義の見直しを検討した際に議論された、財務活動の性質に関する次の記述を使用する¹ことを提案した。

¹ 2013 年の IFRS-IC では、本資料の第 21 項 (1) から (3) のいずれかもしくはすべてを満たすものを財務活動の性質として取り扱っていた。例えば、株式発行による資金調達については配当金の

- (1) 財務提供者 (provider of finance) からの資源の受領又は使用 (あるいは信用供与)

例：銀行からの融資や株式発行による現金の受領

- (2) 財務提供者に資源が返還されることの期待

例：企業による借入金の返済

- (3) 財務提供者が財務チャージ (finance charge) の支払を通じて適切に補償されることの期待。財務チャージは、与信された金額及び期間 (与信の時間) の両方に依存する。

例：銀行から資金を借りる対価として企業が支払う利息

2017年11月のIASBボード会議における暫定決定の内容

22. IASB は、財務収益/費用に関する 3 つの論点すべてについて、IASB スタッフの提案のとおり暫定決定を行った。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

23. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB スタッフは、「余剰資金」に代わる用語として「現金及び現金同等物」を用いることを提案しているが、「現金同等物」に該当するか否かは、会計方針に依るため、比較可能性のある小計として EBIT を導入するという目的を達成するためには、より強固な定義が必要ではないか。今後議論が予想される、MPM（経営者業績指標）よりも比較可能性が低くなる可能性が高いのではないか。どのレベルで比較可能性を達成させたいのかを確認したい。

24. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) EBIT を可能な限り比較可能な小計としたいと思っている。したがって、EBIT の「I」に含まれる項目も、可能な限り厳しく、明確に定義したいと思っている。「現金及び現金同等物」を用いることを提案したのも、比較的狭く、理解しやすい言葉であったためである。もし「現金及び現金同等物」の解釈に実務でばらつきがあるのであれば、教えてほしい。(IASB スタッフ)

⇒期間が 3 か月以内の投資が、現金同等物に含まれるか否かは会計方針に依るた

有無は企業の裁量に依るため、(3) の要件を満たさない可能性がある。

め、多かれ少なかれ判断が介入する。今回のスタッフ提案によると、現金同等物に含まれないものは投資区分に含まれることになる。このことは、比較可能性を阻害すると考える。(ASBJ)

- (2) 比較可能性が必要なのは営業区分と考えるため、営業区分よりも下で比較可能性が低下することについてはそれほどの懸念はないと考えている。(IASB 理事)

(参加者のその他の発言)

25. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) EBIT を設けようとする取組みを支持する。また、「資本構成」という用語を使わない方向性に賛同する。ただし、「財務収益/費用」の定義が広くなってしまっているので、5項目のうち「その他の財務収益/費用」が何を想定しているのかについて、より直接的に示す必要がある。「現金及び現金同等物」を、より広い概念である「流動性の高い資源の管理」や「余剰資金の投資」に代わる用語として使用することについては、将来公表されるディスカッション・ペーパーで様々な方法を模索できるのではないか。また、2019年に欧州においてマネー・マーケット・ファンドに関する規制が始まるため、一部のファンドが現金同等物の定義に当たるか否かについては、より圧力がかかるようになると考えられる。
- (2) 最近で行われたリサーチ・フォーラムでは、EBIT よりも EBITDA が好まれていた。なぜ IASB が EBIT を提案するのかを文書で示し、それが正しい方向性か否かについて、広く判断してもらう必要がある。(IASB Lloyd 副議長)

⇒開示原則のディスカッション・ペーパーで EBIT と EBITDA を比較し、EBITDA は財務業績計算書における費用の機能別表示と整合しないことを示している。(IASB スタッフ)

⇒EBIT は、財務活動と価値創造活動を分けて表示することができるが、EBITDA は経済的な意味を持たないと考える。

- (3) EBIT の “I” の中に、利息収益を含めるべきではない。プラスの利息のリターンは投資に区分され、利息費用が財務に区分されるべきである。したがって、「現金及び現金同等物」の用語の使用は支持しない。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額について、確定給付資産の純額に対する利息収益が財務に区分されるのであれば、廃棄負債やその他の引当金に関しても首尾一貫した概念が必要と考える。すなわち、認識という観点で、時間的価値を表すために割り引くことを踏まえると、

表示の観点からは、割引の振戻しはすべて財務に区分されるものと考える。さらに、為替差損益やデリバティブの公正価値変動を想定し、「財務収益（financing income）」の中には、収益（income）のみならず、損失（loss）も含まれることを明確にすべきである。

- (4) EBIT を定義し、計算する際に「財務収益/費用」を使用することに違和感がある。すなわち、財務収益/費用の範囲は利息収益/費用の範囲よりも広く、為替差損益や財務活動から発生した負債の公正価値変動も含んでいるため、利用者が EBIT を解釈する方法と整合しているのかわからない。利用者は一般的に、利息そのものに注目しており、「利息収益/費用」を EBIT の定義に使用した方が利用者のニーズを満たすのではないか。したがって、財務収益/費用の開示を求める際には、利息収益/費用は別個かつ目立つように示し、その他の為替差損益等についてはまとめて示すべきである。現金及び現金同等物から発生する利息のみに言及した今回の提案は、利息が財務収益/費用の主要な構成物であるという一般的な見解に反するものである。
- (5) 確定給付負債については、従業員や退職者が取引相手であると考えると、財務活動の性質に当てはまるので、「（その他の財務収益/費用）ではなく」財務活動から生じる費用に含めることができると考える。一方、廃棄負債については定義に当てはめることができないため、そこから生じる利息は、財務活動には該当しない。この点について、米国証券取引委員会（SEC）は、廃棄負債から生じる利息を「営業」に区分することとしている。また、プラスの利息のリターンは投資活動に含めるべきである。なお、「余剰資金」という言葉は、定義することが非常に難しいため、できる限り簡素にすべきである。
- (6) 原則主義的な定義を支持する一方で、余剰資金に関する提案は細則主義的になっているため、支持しない。また、IASB は財務諸表上に 5 つの行項目を別個に表示することを要求するのか。

⇒そのとおりである。（IASB スタッフ）

⇒注記に記載する方が望ましいため、当該提案には反対である。

- (7) 廃棄負債に関する利息については、広い視点で検討する必要があるため、完全に賛成することはできない。負債の中には特定の資産に紐づくものがあり、負債の割引に関する費用と、投資から得られる収益の取扱いが異なることには違和感がある。より詳細な分析が必要と考える。

その他の包括利益に関する情報を伝達するためのより適切な方法

(議題の概要)

26. その他の包括利益（以下「OCI」という。）に関する情報を伝達するためのより適切な方法について、OCI 項目の名称と順番を改善することが提案された。
27. 提案の内容については、以下のとおり。
- (1) 財務業績計算書における OCI セクションの 2 つのカテゴリーの名称を以下のとおり変更する。
- ① 「純損益の外で報告される再測定 (remeasurements reported outside profit or loss)」（従来は、「純損益に振り替えられない OCI 項目」とされているもの）
- ② 「将来の純損益に含められる収益及び費用 (income and expenses to be included in profit or loss in the future)」（従来は、「純損益に振り替えられる OCI 項目」とされているもの）
- (2) 2 つのカテゴリーの間に「純損益の外で報告される再測定後の利益 (income after remeasurements reported outside profit or loss)」という小計を新たに導入する。

現在の表示	改訂後の表示
収益 …	収益 …
税引前利益	税引前利益
税金費用	税金費用
純損益	純損益
純損益に振り替えられない OCI 項目	純損益の外で報告される再測定
純損益に振り替えられる OCI 項目	純損益の外で報告される再測定後の利益
包括利益	将来の純損益に含められる収益及び費用 包括利益

2017年11月のIASBボード会議における暫定決定の内容

28. IASBは、財務業績計算書におけるOCIセクションの2つのカテゴリーの名称（本資料の第27項(1)参照）について、IASBスタッフの提案のとおり暫定決定を行った。
29. 一方、財務業績計算書のOCIセクションの2つのカテゴリーの間に新しい小計を導入すること（本資料の第27項(2)参照）に関して、小計を導入しないことを暫定決定した。

(ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

30. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 純損益を定義すべきであり、定義されてないOCIを2つに区分したとしても、OCIに関する情報を伝達するうえでの改善は限定的ではないか。
- (2) 「将来の純損益に含められる収益及び費用」には、純損益の外で報告される再測定も含まれるのではないか。その意味において、名称が不正確なのではないか。IASBは、名称を変えようとするのであれば、再考する必要がある。
- (3) IASBボード会議で否決された「純損益の外で報告される再測定後の利益」という小計について、我々は、有用な小計にはクリーン・サープラス関係が必要であると考えているが、そのような小計のすべてが将来キャッシュ・フローの予測に有用となるわけではない。その意味において、スタッフ提案の小計は有用ではなく、IASBの暫定決定を支持する。

31. ASBJからの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域では、OCIの名称変更や追加的小計に関するIASBスタッフの提案は支持されなかった。OCIの累計額及び関連する取引を説明することが透明性に役立つと考えているので、開示に関してOCI項目と他の項目の比較分析を行うことは有用であると考える。
- (2) OCIについて分析に使用していない利用者が多くいる中で、名称を変更することに意味があるとは思えず、現時点で変更する必要はないのではないか。
- (3) OCIについて理解を深めることができるのであれば、名称の変更は支持できる。
- (4) OCI自体が明らかでない現状で、混乱を回避する意味で名称を変更しようというのであれば、その一助になり得るかもしれない。ただし、OCIの明確化は、より大き

な視点で考える必要がある。永久に OCI に残っている要素については、リサイクリングする解決策を検討すべきだろう。現状は OCI を 2 つに区分しているが、それで OCI が明確になるのか、そこから考えないといけない。

- (5) 利用者が OCI について理解していなかったり、活用していなかったりするのは、OCI に異なる 2 つの要素が含まれているからである。1 つは、企業の収益性に関連する要素であり、これには経済的包括利益 (economic comprehensive income) に関する情報価値がある。もう 1 つは、信用リスクの変化に伴う負債の公正価値変動のような経済的包括利益に対して情報価値のない要素である。従って、異なる要素が含まれているままでは混乱を招いてしまうにもかかわらず、名称を変更することでわかりやすくなったように錯覚させてしまう可能性はあるのではないか。

⇒そのとおりである。例えば年金負債のように、経済的には極めて重要であるが、将来、純損益に計上されない OCI 項目について、利用者に対し、まったく考慮しないことを奨励してしまうかもしれない。名称は何か価値を追加するようなものであってはならない。(IASB Hoogervorst 議長)

- (6) 利用者は、OCI の役割とリサイクリングの要件を理解していないため、OCI に関心は持っていない。従って、名前を変更したり、小計を設けたりすることは重要ではないのではないか。
- (7) スタッフの提案を実施することで、理解が促進されるかも知れないし、逆に誤解を生む可能性もあるので、よく検討する必要があるだろう。
- (8) 名称の変更は理解には役立つかも知れないが、それによって行動が変わることはないだろう。従って、名称の変更や小計の追加は支持しない。

(参加者のその他の発言)

32. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々が議論した際には、投資家向けの教育マテリアルを開発することに反対する意見は聞かれなかった。OCI における現行の表示の選択肢を削除することは有用であると考える。
- (2) ガイダンスは、OCI の説明そのものよりも、なぜ重要なのか説明するものにすべきではないか。

III. 開示に関する取組み

「重要性がある」の定義

(議題の概要)

33. 今回の ASAF 会議では、IASB が 2017 年 9 月に公表した公開草案「『重要性がある』の定義」(IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案)（以下「重要性 ED」という。）の内容について議論が行われた。
34. 重要性 ED における主な提案は次のとおりである。
 - (1) 「影響を与える可能性がある (could influence)」という閾値を「影響を与えると合理的に予想し得る (could reasonably be expected to influence)」に修正する。
 - (2) 「情報を覆い隠すこと (obscuring)」を定義に含める。
 - (3) 会計基準、概念フレームワーク及び実務記述書における重要性の定義を整合させる。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

35. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 会計基準、概念フレームワーク及び実務記述書における「重要性がある」の定義の表現を整合させることを支持する。
 - (2) 日本の利害関係者の多くが、「重要性がある」の定義に「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を含めることについて懸念を有している。
 - (3) 個々の情報の有用性と、その情報が提供される文脈における有用性とは、別の議論であり、一緒に議論すべきではない。

36. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 「情報を覆い隠すこと」とは、報告書のページ数が多ければ、それをもって情報を覆い隠すことになるのか。投資家にも様々なタイプの投資家があり、情報が覆い隠されていると考える投資家もいれば、覆い隠されていないと考える投資家もいることからすると、「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言の意味合いが不明確であると考える。これらを踏まえ、「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」

という文言を削除すべきであると考える。

⇒ 「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」について、多くのコメントを入手したことになったとしても驚かない。当該発言は明確に要点を捉えた発言であると考えている。(IASB Hoogervorst 議長)

- (2) (1)のコメントと同意見である。また、情報が省略されているか又は誤表示に該当するかどうかの判断は、容易にできると考えるが、情報が覆い隠されているかどうかは主観的な判断が伴うと考える。
- (3) 「(情報を) 省略すること (omitting)」及び「(情報を) 誤表示すること (misstating)」は、個々の情報について議論しているにも関わらず、「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」は、他の情報との関係での議論であり、利害関係者はどのように適用するかについて困難さを有している。
- (4) 「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」のみではなく、「(情報を) 省略すること (omitting)」及び「(情報を) 誤表示すること (misstating)」も含め、重要性の定義から削除すべきであることを提案する。なぜなら、重要な情報を省略しないこと及び重要な誤表示をしないことは、現行の定義に含まれているが、含まれていないとしてもその意味を含んでいると考えられるためである。また、そうすることで重要性の定義が簡潔になる。
- (5) 「(情報を) 省略すること (omitting)」、「(情報を) 誤表示すること (misstating)」及び「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」について、重要性の定義に含めるべきと考えるが、「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」について、このASAF会議で聞かれた多くのコメントに対応して、IASBは説明を加える必要があると考える。
- (6) 前述のコメントと同様であるが、「重要性がある」の定義に「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を含めることについて、実務上の懸念を有している。
- (7) 「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」という文言を含めることについて、当該文言は主観的な判断が伴うため、重要性の定義から削除することを提案する。
- (8) 「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」について、重要性の定義に含めてもよいと考えるが、「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」について他のコメントと同様に懸念を有している。

(参加者のその他の発言)

- 37. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 重要性 ED は、実質的な変更を提案しているものではないため、現行の重要性の定義を維持し、開示に関する取組みにおいて、重要性の定義を検討することを提案する。
- (2) 「(情報を) 覆い隠すこと (obscuring)」についてはすでにコメントされているため、コメントを控えるが、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で使われている「重要でない (immaterial)」「重要性がない (not material)」という文言は、「重要性がある (material)」の対義語になるかが明確でないため、再検討することを提案する。

非財務情報についても重要性の概念を用いるため、統合報告を検討する際にも重要性の定義は大事であり、IIRC（国際統合報告評議会）や GRI（サステナビリティ報告のためのガイドラインの作成・普及を目的とした NGO）における重要性の概念と整合した提案となっているか確認することを推奨する。

- (3) 「影響を与える可能性がある (could influence)」という閾値を「影響を与えると合理的に予想し得る (could reasonably be expected to influence)」に修正することを支持する。我々の法域において、当該修正は、作成者が重要性の概念を適用する際に役立つという意見が聞かれている。
- (4) 重要性の定義について、人が情報を利用することを前提に検討されているが、どの程度コンピューターが利用することを前提とした検討がなされているのか。

⇒コンピューターが利用することを前提とした検討はできていないが、開示原則において入手したフィードバックでそのテーマに関するフィードバックを入手している。しかしながら、そのテーマは重要性の定義の範囲を超えたものであると考えている。(IASB スタッフ)

⇒コンピューター技術は日々進化しており、利用者がその技術を用いていることを考えると、重要性 ED の定義では問題が生じるのではないかと考えている。我々は、もはや単に人が報告書を読んで利用していることのみを前提に考えるべきではないと考える。

開示原則

（議題の概要）

38. 2017 年 3 月に IASB から公表されたディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」（以下「開示原則 DP」という。）に対して寄せられたコメント・レターは、全部で 108 通であった。それらを分析すると、「開示の問題点（①目的適合性のある情

報が十分でない。②目的適合性のない情報が開示されている。③コミュニケーションが効果的でない。)」が存在することについては共通の理解が得られたものの、その主要な原因については見解が分かれていた。しかし、ポジティブな変化を達成するうえで、IASB が貢献できることがあるという点には、ほぼ全員が同意していた。

プロジェクトの焦点の適切性に関するフィードバック

39. 次の点について、コメント提出者の見解は概ね同じであった。

- (1) 一部の予備的見解については、今後の開発状況を見なければ、実務上の影響を完全に理解することは難しいため、本プロジェクトはより具体的かつ深度ある分析を行う必要がある。
- (2) 「コミュニケーションの改善 (Better Communication)」を 1 つの全体論的 (holistic) なプロジェクトとするか、各プロジェクトの境界を明確に区別すべきであり、全体的なアプローチにおける重複、断片化 (fragmentation) 及び相互干渉について懸念がある。
- (3) IASB の基準設定のために役立つガイダンス（例：概念フレームワーク）と企業に対する要求事項（すなわち、IFRS 基準）の議論を明確に区別すべきである。
- (4) 開示の問題点は、情報が電子的に報告・消費される場合には、必ずしも同一ではなく、また開示原則 DP の議論の一部は、デジタル報告の場合には目的適合性が低くなるなど、デジタル報告についても考慮すべきである。
- (5) 開示に関する要求事項の基準レベルの見直しを支持する

開示原則 DP で示した IASB の予備的見解に対する個別のフィードバック

40. 以下は、開示原則 DP で示した IASB の予備的見解に対する個別のフィードバックの要約である。

開示の問題点 (第 1 章)	<ul style="list-style-type: none">• 開示の問題点については、全体として同意していた。• 主たる原因/最適な解決策については、見解が分かれていた。
効果的なコミュニケーションの原則 (第 2 章)	<ul style="list-style-type: none">• 効果的なコミュニケーションの原則については、全体として同意していた。• 一部のコメント提出者は、「企業固有」と「比較可能性」との対立を懸念していた。• 一部のコメント提出者は、実務における当該原則の適用と強制可能性について懸念していた。

	<ul style="list-style-type: none"> 当該原則が開示の問題点を解決するうえで役に立つかどうかについては、見解が分かれていた。
基本財務諸表と注記の役割 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> 当該役割を定義することが開示の問題点を解決するうえで役に立つかどうかについては、見解が分かれていた。 「表示する (present)」及び「開示する (disclose)」の使用方法について明確化すべきという点については、全体として同意があった一方で、どのようにこれを行うべきかという点に関しては、見解が分かれていた。
情報の記載場所 (第4章)	<p><IFRS情報を財務諸表の外で提供すること></p> <ul style="list-style-type: none"> 本論点に関する予備的見解が、特定の状況において有用である可能性があるという点については、全体として同意していた。 情報の利用可能性、断片化及び監査可能性について懸念があった。 <p><非IFRS情報を財務諸表の中で提供すること></p> <ul style="list-style-type: none"> 本論点に関する予備的見解が、特定の状況において有用である可能性があるという点については、全体として同意していた。 「非IFRS」を定義すること、IFRS情報を曇らせること及び監査可能性について懸念があった。
業績指標の使用 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> 全体として、本論点については、基本財務諸表プロジェクトにおいて開発すべきという見解であった。 業績指標の適正な表示に関するガイダンス/要求事項を提供することについて、全体として同意していた。
会計方針の開示 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> どの会計方針を開示すれば有用となるかという点に関するガイダンス/要求事項を提供することについて、全体として同意していた。 会計方針の記載場所に関するガイダンス/要求事項を提供することについて、全体として同意していた。
統一的な開示目的 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> 統一的な開示目的を開発することが開示の問題点を解決するうえで役に立つかどうかについては、見解が分かれていた。 全体として、「方法B」²は、好ましいアプローチについて結論を出すうえで十分に開発されていないという見解であった。
ニュージーランド会計基準審議会(NZASB)のアプローチ (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> 全体として、今後の開発状況を見なければ、実務上の影響について判断することは難しいという見解であった。 IASBが本アプローチについて今後も検討すべきかという点については、見解が分かれていた。

² 開示原則DPの第7章では、統一的な開示目的の開発方法として、開示される情報の種類に焦点を当てる「方法A」と、企業の活動に焦点を当てる「方法B」が提案されていた。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

41. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 時間軸を含め、ディスクロージャー関連プロジェクトの全体像が不明確であることが懸念される。また、今後どのような変化が生じるのかという点についての関係者の期待の管理も重要である。
- (2) 本プロジェクトの最終目標は、基準レベルの開示の見直しであると理解しているが、ロードマップを示して欲しい。どのような行程で、いつ、基準レベルの開示の見直しに至るのかを理解することが、我々にとっては重要である。
- (3) IASB は、本プロジェクトの次のステップで公表される文書が、会計基準なのか概念フレームワークなのか、それとも教育マテリアルなのかを明らかにすべきである。

42. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 開示原則 DP で提案された原則は理解したが、これらが実際に適用された場合にどのような影響があるのか不明である。また、企業の財務報告部門に判断を行使できる人は非常に少ないという事実を認識しなければならない。IASB は、最初に本プロジェクトの主要な目的と目標とする成果物を明らかにすべきである。本プロジェクトに対する期待は、財務報告書が今よりも薄くなることである。
- (2) 基準レベルの開示の見直しは、優先度が高いと考えている。これは、IASB が多大な影響を及ぼすことのできるものであると考えているため、包括的かつ野心的に取り組むべきである。問題は、どの順序で見直すべきかという点である。「方法 A」や「方法 B」、また NZASB のアプローチをさらに開発するのであれば、より詳しい情報と、それによる影響を示す必要がある。
- (3) 基準レベルの開示の見直しを進めることを支持する。最初にすべきことは、現行の開示に関する要求事項を 1 つの基準に集約することである。ニュージーランド及びオーストラリアは、これにより開示を減らすことができた。「Core and More」アプローチやデジタル報告の影響については、このプロセスを経た後で検討する可能性がある。

(参加者のその他の発言)

43. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 現状は、デジタル報告の概念が極めて抽象的であり、コメントすることができない。本プロジェクトにおいて、どのようなデジタル報告を想定するのか明らかにすべきである。IASB は、XBRL 以外に想定しているものはあるのか。

⇒特段、想定しているテクノロジーはない。回答者からのフィードバックは様々であったが、いずれも概論的なものであった。(IASB スタッフ)
- (2) デジタル報告では大量の情報を提供できるが、利用者が興味のある情報を探すのに時間がかかるため、どの水準の開示が求められるかが問題となる。また、デジタル報告ではリスクも異なる。重要性の概念も変わるかもしれない。

⇒「重要性がある」の定義が変わらなければ、テクノロジーの進歩により詳細な分析が可能となり、重要性の水準はより低くなっていくだろう。デジタル報告では開示の水準も現在とは変わるべきであり、情報がどのように使用されるかに合わせて進化し続けていくだろう。中には、構造化されたデータだけでなく、半構造化されたデータや構造化されていないデータも処理することができる人々が現れ始めているが、これらの人々は競争優位を守るために何も教えてくれないだろう。世界は変化し続けており、我々は熟慮する必要がある。
- (3) 基準レベルの開示の見直しについては、「方法 A」と「方法 B」のハイブリッド・アプローチにより全体的な原則を開発し、それを個々の基準に適用することを考えている。しかし、まずはテストを行うことになるだろう。

⇒IASB は、新しい基準の一部で実際にテストしている。例えば、IFRS 第 9 号「金融商品」は、より目的に基づく開示となっている。(IASB Lloyd 副議長)

⇒IASB が個々の基準を見直す際に使用する原則と作成者が自らの財務諸表に適用する原則だと、どちらがうまくいくと思うか。(IASB スタッフ)

⇒IASB が使うための原則を開発すべきだろう。
- (4) デジタル化による影響は問題である。財務報告の境界は広がった。この問題を放っておくべきではない。国際的な観点からは、基準設定主体はともに行動する必要がある。我々はリスクにさらされている。規制の外側では無秩序な世界が非常に速く進ん

でいるが、解決策は未だ見えていない。

- (5) 「過重な開示 (disclosure overload)」の問題は、デジタル報告の世界では問題にならないかもしれない。我々の法域で利用者と議論した際には、彼らは財務諸表や経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析（以下「MD&A」という。）などからは、彼らの使う情報の 10~20%しか得られないと言っていた。本プロジェクトの影響が出るのは先のことだろうが、我々は、すぐに影響を及ぼすことのできる何か別のものに取り組む必要がある。

IV. IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー

議題の概要

44. IASB は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）の適用後レビューを実施しており、情報要請を公表している（コメント期限：2017 年 9 月 22 日）。今回の ASAF 会議では、情報要請を通じて IASB が受け取ったフィードバックが取り上げられた。

（公正価値測定の開示）

45. 公正価値測定の開示の有用性に関するフィードバックは以下のとおりであった。

- (1) 投資家からは、公正価値ヒエラルキーのレベルに関する情報が单一の最も有用な開示情報とされたこと、また他のいくつかの開示も有用であるとされたことが共通した見解であった。
- (2) 一方で、レベル 3 の公正価値測定に関して、期首残高から期末残高への調整表（以下「調整表」という。）及び観察可能でないインプットについて代替的な仮定を反映した場合の金融商品の公正価値の変動（以下「定量的な感応度分析」という。）については、投資家の有用性に関する見解は分かれていた。なお、作成者等の市場参加者の多くは、これらを有用でないと考えていた。

46. また、投資家からの提案として、主に次の点が挙げられていた。

- (1) 未実現損益に関する開示を、レベル 3 からレベル 1 及びレベル 2 に拡張する。
- (2) 重要な観察可能でないインプットに関する定量的な情報において、加重平均値の開示を求める。
- (3) 調整表及び定量的な感応度分析については、意見が分かれ、様々な提案があった。

（その他の論点）

47. その他の論点に関するフィードバックは以下のとおりであった。

- (1) レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付けについて、投資家の大半は客観的であるとして P×Q による測定を選好していた。他方で、投資家以外の市場参加者の大多数は、会計単位を基礎とした支配の価値を反映する測定を選好していた。
- (2) 投資家以外の多くの市場関係者が、活発な市場や重要な観察可能でないインプットに関する判断を困難としており、追加的なガイダンスを求めていた。

(ASAF メンバーへの質問)

48. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

公正価値測定の開示

- (1) 公正価値測定の開示に関する全般的なフィードバックについて、コメントはあるか。
- (2) 公正価値測定の開示について、IASB は、どのような対応を取る必要があると考えるか。また、それは何故か。
- (3) 公正価値測定の開示に関する提案により、利用者に大きな便益がもたらされると考えるか。また、それは何故か。

その他の論点

- (1) その他の論点に関するフィードバックについて、コメントはあるか。
- (2) その他の論点について、IASB は、どのような対応を取る必要があると考えるか。また、それは何故か。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

49. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB が受領したフィードバックには、我が国の市場関係者に意見が概ね反映されており、調整表や定量的な感応度分析などレベル 3 の開示が論点となっていると理解している。
 - (2) 調整表については、利用者から、表形式にはこだわらないが、レベル 3 の残高が変動した背景を理解したいとの意見が聞かれ、作成者から、調整表の中で開示される情報の中で利用者に有用な情報を特定することが重要であるとの意見が聞かれている。
 - (3) 定量的な感応度分析については、利用者から、代替的な仮定が明確に記述されていない限り有用ではないとの意見が聞かれ、作成者から、代替的な仮定が経営者の判断に委ねられているため有用でない可能性があるとの意見が聞かれている。

- (4) フィードバックにおいて投資家から提案されている、未実現損益の開示をレベル 1 及びレベル 2 にまで拡張する案については、利用者の中では有用性に関する意見が分かれていた。作成者からは、レベル 1 及びレベル 2 は流動的であるため、有用ではないとの意見が聞かれている。
- (5) 重要な観察可能でないインプットに関する定量的な情報において加重平均値の開示を求める案については、利用者及び作成者から、特にデリバティブの加重平均の計算方法が不明確であり、情報は有用でないと意見が聞かれている

50. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

51. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(公正価値測定の開示)

- (1) IFRS 第 13 号については、レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付けにおける P×Q の問題を除き、測定ではなく開示に懸念が示されているとの印象を受けている。作成者は開示情報を有用でないと考え、多大な作成コストがかかっている点を問題視している。IFRS 第 13 号が IASB の意図どおりに機能しているかを判断する上で、利用者が個々の開示情報を使用しているか否かが判断基準となるのではないか。また、作成コストが高いとされる開示について、有用性を維持した上で作成コストがより低い他の方法で開示することが解決策の方向性であると思われる。
- (2) 市場関係者から測定及び開示ともに有用であるとの意見が聞かれている。未実現損益に関する開示の拡張についても投資家から支持があった。
- (3) (1)の意見を支持する。市場参加者から、レベル 3 の定量的な感応度分析に関する懸念が聞かれている。また、市場参加者は、情報の集約により有用性が低下していると考えており、ガイダンスや設例を追加することにより、比較可能性を向上させることを提案していた。
- (4) 金融機関以外の企業からは、残高が少ないレベル 3 について詳細な開示が求められる点に懸念が聞かれている。金融機関も、金融危機時と比較して残高が減少しているレベル 3 の開示の有用性に疑問を持っている。ただし、こうした開示は金融危機時には機能したため、大きな修正を加える必要はないと考えている。
- (5) 市場関係者は、IFRS 第 13 号は十分機能していると考えており、市場が活発か否かや

インプットの重要性など判断が求められる点について追加的なガイダンスを求めていただけであった。

- (6) 投資家から提案されている開示の拡充に関して、開示を追加するのであれば、十分なコスト・ベネフィットの分析を必ず行うべきであるとの意見が聞かれている。
- (7) 現在、公正価値測定の開示の見直しを検討しており、来年前半に再審議を行う予定である。また、開示フレームワークが公正価値測定を含めた様々な開示に有用となるのか検証している。投資家からの提案については概ね賛成である。調整表については、上場企業に対しては維持する方向で検討している。
- (8) IFRS 第 13 号は、十分に機能していると考えている。開示の論点に関しては、開示原則プロジェクトの完了を待つべきではないか。
- (9) 適用後レビューの帰結としてどのようなものが予想されるか。

⇒未解決の論点である P×Q の問題を除けば、個人的見解としては、開示原則プロジェクトによって重要性の問題の解決が期待されることもあり、教育活動に注力し基準を変更しないとの対応を想定している。(IASB 理事)

⇒P×Q の問題を別としても、適用後レビューによっていくつかの問題が指摘されており、その中には教育活動だけでは解決できない問題もあると思われる。

(他の論点（レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け）)

- (10) P×Q と会計単位を基礎とした支配の価値を反映する測定が乖離する頻度は高くないものの、乖離した場合にはその乖離金額が大きくなるため、本論点は重要である。支配プレミアムや大量保有要因は実際に存在するものであり、これらを考慮した測定を基準上で認めないのは不適切ではないか。

⇒利用者は、支配プレミアムが頻繁には存在しないと考えており、またその金額も検証可能性に乏しいと考えている。(IASB スタッフ)

⇒問題は、P×Q を上回る金額で資産を取得した場合に P×Q で事後測定すると損失が即時に発生する可能性があることではないか。こうした損失を過大な支払のためであると説明することが適切であるのだろうか。

⇒支配プレミアムや大量保有要因が概念上明確でない点やレベル 1 とレベル 2 の測定方法が異なる点が論点であろう。注意深く議論する必要がある。(IASB Lloyd 副議長)

- (11) 一般的に、利用者は経営者の見積りの主觀性に懷疑的である。P×Q の問題は、P×Q 自体が望ましい測定かという点と、P×Q 以外の金額で資産を取得した場合には事後測定により重要な利益又は損失が発生する可能性がある点と整理できる。また、この問題が論点となるのは、企業にとって重要性があるためであると考えられる。
- (12) 我々の法域では、P×Q の問題について、利用者と作成者の間で見解が分かれていた。株式の取得時には取引全体を会計単位とし、事後測定では個々の株式を会計単位とする会計単位の不整合により問題が生じている。
- (13) 子会社株式の公正価値測定には支配プレミアムを考慮すべきであると考えている。2014 年に行われた 200 社の公募増資について、公募増資前後で株価が著しく異なるとの結果を得ている。これは、支配プレミアムによるものであり、過大な支払によるものではないと考えられるが、検証はできていない。

(議論の総括)

- (14) 適用後レビューから、IASB に特定の提案を行うことを目的としていないが、以下の点を IASB に伝える。(IASB スタッフ)
- IFRS 第 13 号は、概ね機能しており、開示及び P×Q の問題を除き、IASB が何らかの対応を取るべきとの強い意見は聞かれていない。
 - 開示については、検討すべきとの意見はあったが、開示原則プロジェクトや重要性も考慮すべきであるとの意見も聞かれた。
 - P×Q の問題については、その問題が実務において発生する頻度は稀であるものの、発生した際の企業における重要性は高いため、IASB で検討を継続するべきとの意見が聞かれた。

V. より幅広い企業報告

議題の概要

52. 2017年12月のASAF会議における「より幅広い企業報告(Wider Corporate Reporting; WCR)」に関する議題では、IFRS実務記述書「経営者による説明」(以下「MCPS」という。)の改訂・更新のプロジェクトについて、次の点に関する議論が行われた。

- (1) MCPSを改訂・更新するプロジェクトにおいて、対象とすべき範囲及び領域について、コメントや提案はあるか。
- (2) その他の見解、コメント又は提案はあるか。

(WCRの分野においてIASBが取り組むべき範囲と経営者による説明の関係)

53. IASBスタッフは、WCRの分野におけるIASBの作業範囲について、「財務諸表(financial statements)」と「その他の財務報告(other financial reporting)」から構成される財務報告に焦点を当てるべきであると考えている。この点、経営者による説明は、「その他の財務報告」に含まれることから財務報告の範囲に含まれており、また、財務報告に関する概念フレームワークの対象範囲にも含まれている。

(解決されるべき論点/問題点)

54. IASBスタッフは、WCRの分野における主要な問題点について、次のとおり考えている。

- (1) WCRの分野における一般に公正妥当と認められたフレームワーク及び基準が欠如している。
- (2) WCRの分野の中で、非財務報告と財務報告の間の整合性及び統合が図られていない。

(MCPSの改訂・更新の基本的な方針)

55. IASBスタッフは、前項に記載した主要な問題点に対して、次の基本的な方針でMCPSを改訂・更新することにより、これらの混乱した状況に明瞭性をもたらすことができるものと考えている。

- (1) 2010年のMCPSの公表以降におけるWCRの分野における多くの進展の内容を反映することにより、MCPSの目的適合性を維持する。
- (2) 「その他の財務報告」が対象とする内容を明確にすることにより、狭義の財務報告(財務諸表)と「その他の財務報告」の間のより良い適合性を作り出すとともに、その重要性を強調する。

- (3) MCPS は、引き続き原則主義的なアプローチを採用する。これにより、他のフレームワークや規則と合わせて使用すること及び現在利用可能なベスト・プラクティスを基礎とすることが可能となる。
 - (4) MCPS を引き続き強制力のない文書とする。これにより、他のフレームワークや規則の内容と対立するリスクを低減し、また法域レベルでの正式な採用を奨励するために他の機関（証券規制当局や各国の基準設定主体）と協力する機会が与えられる可能性がある。
56. IASB スタッフは、国際統合報告評議会（IIRC）が 2013 年 12 月に公表した<IR>フレームワークは、投資家の情報ニーズを満たすことを目的としている点が MCPS と同じであることなどから、<IR>フレームワークの内容を反映する検討を中心に行っている。なお、当該検討には、特定の一部の法域における原則主義を基礎とした WCR の仕組みの内容を反映することも含まれている。

(MCPS の改訂・更新において焦点を当てるべき主要な領域)

57. IASB スタッフは、<IR>フレームワークの進展の内容を反映させる観点から、MCPS の改訂・更新において焦点を当てるべき主要な領域として、次を提示している。
- (1) 目的：統合報告の目的は、短期、中期及び長期の価値創造に焦点を当てている。現行の MCPS は、経営者の説明の目的は、IFRS 基準に準拠して作成される財務諸表を解釈する際の文脈を提供することであるとしている。
 - (2) 企業の事業モデルの強調：事業モデルは、<IR>フレームワークの重要な構成要素である一方、現行の MCPS では言及されていない。
 - (3) 統合：<IR>フレームワークは、不可避的に報告の統合、接続及び連携に焦点を当てている。一方、MCPS は、わずか 2 箇所でのみ「統合的な情報」という言及をしている。
 - (4) 環境及び社会的な側面などを含む広範な資源への明示的な言及：<IR>フレームワークは、6 つの資本³ の概念を組み込んでいる。一方、現行の MCPS では、より一般的な方法で資源、リスク及び関係に言及している。
 - (5) 重要性：<IR>フレームワークでは、重要性の決定プロセスに関するガイダンスを含むより明示的な重要性のガイダンスを有している。MCPS は、財務報告に関する概念フレームワークの改訂及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の

³ 財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本及び自然資本（<IR>フレームワーク第 2.15 項）。

内容を反映するよう見直される必要がある。

(2017年11月のIASBボード会議における議論の状況)

58. IASBは、MCPSを改訂・更新するプロジェクトをアジェンダに追加する暫定決定を行った。IASBは、とりわけ次のこととに同意した。

- (1) 当該プロジェクトに取り組むことによって、財務報告において不足する部分に対処することに役立つ。
- (2) 利用者にとって幅広く、またすべての企業に影響する重要な論点である。
- (3) IASBの現在の作業計画の主要なテーマである「財務報告におけるコミュニケーションの改善」と適合する。

59. IASBは、当該プロジェクトの作業範囲は、概念フレームワークに定義された「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」のニーズを満たすための「その他の財務報告」の提供に限定すべきである旨を暫定決定した。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

60. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我が国では MCPS が採用されておらず、関係者からは、これを改訂するニーズも聞かれていません。我々は、IASB が財務諸表を対象とした規範性のある会計基準の開発に注力することを望んでいる。
 - (2) 仮に IASB が MCPS を改訂するのであれば、どのような取組みにも対応できるよう、汎用性のある記述にすることが望ましい。IASB は、IIRC の<IR>フレームワークを重視しすぎているように思われる。

61. ASBJからの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 日本においても、経済産業省がガイダンスを公表しており、多くの企業が統合報告的な報告を行っていると聞いている。これまでの WCR の分野における進展や考え方、<IR>フレームワークだけではなく、他のフレームワークやコードの範囲に適合するものと考えている。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

62. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 現行の MCPS は時代遅れになっているため、IASB は MCPS を最新の状態に改訂・更新すべきである。しかしながら、利害関係者の IASB に対する期待は非常に高いため、IASB は、最低限の取組みとして MCPS の改訂・更新を行ったうえで、より積極的な取組みを行うべきである。

現在、IASB 及び IIRC などの 8 つの企業報告における重要な利害関係者から構成される企業報告に関する対話 (Corporate Reporting Dialogue; CRD⁴) が設立されており、それぞれのフレームワークや基準間の境界線に関して議論が行われている。IASB は、他の CRD のメンバーとともに、各組織に付託された権限及び作業範囲の中において、お互いのフレームワークや基準間のギャップを狭めることに取り組むべきである。例えば、IASB は、ESG ファクター等が財務報告に与える影響を分析すべきである。

- (2) MCPS の改訂・更新に関する IASB の取組みを支持する。IASB の財務報告に関する概念フレームワークは、利用者のニーズに焦点を当てているが、財務諸表のみで利用者が求めるすべての情報を提供することはできないものと考える。

MCPS の改訂・更新以外の取組みとして、IASB が WCR の分野と関連する一部の論点に関する会計基準の改訂を行うことを提案する。具体的には、リスクと無形資産は、現行の会計基準ではブラックホールになっているものと考える。

- (3) WCR が重要で、急速に成長、発展しており、既存の財務情報との連携が今日のテーマの 1 つであるという分析に同意するとともに、(1)の意見とすべての見解について同じ意見である。

2 点、注意すべき点を述べる。1 点目は、たとえ MCPS が強制力がない文書であったとしても、MCPS の改訂・更新は、壮大で、野心的なものを創造していることを認識すべきであるということである。2 点目は、規制当局との調整を入念に行うべきということである。

- (4) IASB が、WCR の分野において、より積極的な役割を果たすという戦略を支持する。ま

⁴ CRD には、IASB 及び IIRC のほか、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)、気候変動開示基準委員会 (CDSB)、米国財務会計基準審議会 (FASB)、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI)、国際公会計基準審議会 (IPSASB)、国際標準化機構 (ISO) 及び米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) が参加している。

た、IASB が、狭義の財務報告とその他の財務報告との間の連携に対処するための最良の立場にいることに同意する。また、改訂・更新された MCPS は、これまでと同様に原則主義的で、強制力がないものとすべきである。

- (5) IASB が、MCPS を改訂・更新する取組みを強く支持するとともに、IASB がプロジェクトの作業範囲を「その他の財務報告」の提供に限定したことも支持する。

カナダでは、MD&A に関する法律上の要求事項が存在し、現行の MCPS をカナダの要求事項に取り入れてはいない。このため、改訂・更新された MCPS を採用することはないかもしれないが、当該 MCPS は、我々の財務報告にも影響を与えるものと考えている。また、IFRS を採用する 100 を超える法域の中には、規制上のガイダンスが存在しない法域も存在するため、IASB の取組みは、これらの法域における財務報告の実務を向上させる可能性があるものと考える。

その他の財務報告に関する MCPS 以外の取組みについては、例えば気候変動やサステナビリティによって影響を受ける事項に係る将来のリスクは、財務諸表と一緒に議論されるべきであると考える。

- (6) 2017 年 11 月の EFRAG ボード会議における WCR に関する議題では、IASB の取組みについて、異なる意見が聞かれた。

経営者による説明に関する IASB が公表する文書については、その強制力の有無にかかわらず、現行の欧州の法律においてエンドースされるものとは考えていない。IASB の WCR の分野に関する取組みについて、EFRAG が今後どのような役割を果たし、EFRAG ボードが決定を下す必要があるかの全容がはっきりしておらず、欧州委員会はおそらく今後、関与の程度を見極めることになるものと考える。

しかしながら、個人的には、IASB がリーダーシップをとることに対する明確なニーズがあることを認識しており、MCPS を改訂・更新するプロジェクトの今後の展開に非常に興味を持っている。なぜなら、当該プロジェクトが財務諸表と WCR の間の連携を強化することを目指すのであれば、論理的には WCR の内容だけでなく、財務諸表の内容にも影響を与える可能性があるからである。

- (7) 我々のコメントは、(2)の意見とほぼ同じである。我々は、MCPS が価値創造の重要性により重点を置き、伝統的な財務諸表に不足している点を補うべきであると考えているため、IASB が MCPS を改訂・更新するプロジェクトに取り組むことを支持する。近年の無形資産の継続的な増加をはじめとする企業の価値創造における革命的な変化に会計を適応させるべきであると考える。

(8) 全員ではないが、ほとんどのASAFメンバーから支持が得られたと考えている。現在の会計が壊れているとは思わないが、投資家が企業の価値評価に際して、過去と比べて財務諸表以外の多くの情報を利用していることは明白である。また、会計は現在も絶対不可欠なアンカーポイントであるものの、企業の価値創造に関係がある他の多くの情報があることも事実である。我々はより多くの情報を収集したうえで、追加の作業が必要かどうか、又は我々の会計基準のうち適応させなければならない領域があるかを見極める必要があると考えている。これらの検討を通じて、例えば、無形資産に関して何らかの対応をとるかどうかを考えるかもしれない。(IASB Hoogervorst議長)

VI. 学界との連携

議題の概要

63. IFRS 財団評議員会による IFRS 財団の戦略レビューに基づき、2012 年 2 月に評議員会から提言が示された。その中の一つとして、IASB は、財務報告における知的思考 (intellectual thinking) においてリーダーシップをとるために、専門的な調査能力を確立するか又は確立することを促進すべきである旨の提言がなされた。こうした調査能力には、学界のより積極的な関与を含む、内部及び外部の知的資源を組み合わせて活用することも考えられる。
64. IASB はこれまで、学界と適宜必要に応じて連携をしてきたが、より密接で首尾一貫した体制を構築するために、これらの連携を見直している。
65. ASAF 会議では、各法域においてどのように学界との連携が図られており、それらが機能しているかどうか、及び当該連携を国際的に展開することが可能と思われるかどうかについて、意見が求められた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

66. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) ASBJ では、企業会計基準委員会及び各専門委員会の委員を学界から招いており、特に我々の基準策定における理論構築の面で貢献していただいている。一方で、学界の研究は一定の条件下で行われており、その成果を直接的に基準設定プロセスの中で活用することは困難であるため、研究から得られる便益や限界を基準設定主体が理解することが重要であると認識している。また、学界と基準設定主体との間には、時間軸に相違がある点も課題である。

67. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

68. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 我々の法域では、学術的な諮問機関を有しており、特に概念フレームワークのような分野に関わる研究に対して、強い関心を持って取り組まれている。当該機関から得られた意見をいかに集約するかという点について改善の余地はあるが、現時点で特段の問題を識別していない。また、毎年複数の学会に参加し、学界関係者との連携を深めている。その他にも大学で学生と基準設定活動に関して議論する場を設けるなど、

学界との接点は複数有している。これらの活動を基準設定に有効活用する方法を見出すことが課題だと認識している。

- (2) 学界が関心を寄せるリサーチ・プロジェクトと、基準設定主体の活動が一致していることが重要だと考えている。また、現在のリソースを考えると、IASB が提示している学界との連携活動は広範にわたるため、優先順位を付けていくつかの活動に注力すべきではないだろうか。
- (3) 研究は基準設定主体の役割の一つであり、非常に重要だと認識している。我々も毎年シンポジウムを開催しており、リサーチ・プロジェクトに係るコミュニケーションの改善に役立っている。また、我々の法域では会計の研究や学会との連携を行う担当者を配置しており、学界関係者とのネットワークを築き、情報を交換するうえで非常に役立っている。
- (4) 我々の法域における会計基準委員会の委員のうち 5 名は学界関係者であり、自国基準及び IFRS の設定プロセスに活発に関与している。新しい会計基準の影響を考えるうえでエビデンスは非常に重要であり、そのために学界の関与は重要であると考えている。自国では学界関係者を集めたパネルは設置していないが、基準設定のために有用であるため、EFRAG が開催するパネルには我々の法域からも参加している。
- (5) 我々の法域では、学界との連携に関しては、会計基準設定主体ではなく会計士協会を中心となっている。
- (6) 学界からのインプットは、我々がエビデンスを収集、理解して活用するために非常に有用であり、中立の立場から問題提起することを可能にする。学界に何かを求めるだけでなく、お互いが Win-Win の関係になるように我々が彼らのために何ができるかも今後考えていかねばならない。彼らにとっては、基準設定活動に関与し、会計基準の設定に影響を及ぼしていることが功績を図る上での指標となるように思われる。
- (7) 学術的アドバイザリー・グループを有しており、あらゆる論点について彼らと議論することで、多様な見解が得られることは有益である。また、学界との連携には様々な活動があるが、成果を評価する方法を設定し、どの活動から成果が得られるかを理解する必要があるだろう。我々の法域の取り組みとしては、運用が始まったばかりだが、学界関係者向けのホームページを作成し、彼らがホームページから論文を我々のスタッフに送ることができるようとした。現時点では論文の品質管理体制が十分ではないので、その点は懸念事項である。
- (8) 学界との連携を保つために、非常勤の研究員を雇っており、そのことが学界コミュニティとの関係の維持に貢献している。また、パネルを設置し、学界と我々の関心があ

る分野を確認しており、学界と提携して研究論文も公表している。博士号取得者のインターンはうまく機能しており、インターン終了後は学界に戻るだけでなく企業に就職するなど、彼らのキャリアの向上につながっていると思われる。

- (9) IASB が掲げる学会との連携の目的には概ね同意が得られた。その上でいくつかコメントすると、まず IASB における研究の方向性を明確に示さないと、学界としても焦点を合わせるべき分野を把握するのが難しい。また、IASB のリソースには制限があるため、まずは学界の会議やワークショップのような主要なプロジェクトに集中すべきと思われる。また、学術的アドバイザリー・グループについては、IASB が将来そのような組織を組成するのであれば非常に有益と思われる。

VII. 情報の不足及び連結財務諸表

議題の概要

69. 本議題は、ドイツ会計基準委員会（DRSC）によって提起された。本議題は、連結財務諸表を作成する場合に失われる情報に着目するものである。それらの情報には、資源が物理的に存在する場所に関する情報（特に、現金）、異なる機能通貨を有するグループ企業の外貨建ポジションに関する情報、グループ内の個別企業のソルベンシーに関する情報、グループ内取引に関する情報などが含まれる。
70. 本議題は、現行の会計基準の変更を提案するものではなく、会計基準設定活動において、本論点に関する認知を高めることを目的とするものとされている。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

71. 本件について、ASBJ から特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

72. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 投資家は、個別財務諸表よりも連結財務諸表の方が意味があると考えており、連結財務諸表に対する関心の方が高い。一方で、失われる情報があることも事実である。解決策について考えることが重要であり、例えば、我々の法域では連結財務諸表と親会社の個別財務諸表の両方が作成されている。これで十分か否かはわからないが、情報を補う1つの方法ではある。この問題は、ほとんどの場合に開示の問題であり、測定の論点が生じることは稀であろう。
- (2) 失われた情報を開示で補う場合に、どのように補うかは問題である。セグメント情報が十分な役割を果たしていないことも考えられる。連結財務諸表上の金額を分解するとしても、法的企業別、地域別、業種別など複数の切り口があり、それらは相互に代替的というより補完的である。
- (3) 連結財務諸表は、形式よりも実質を優先するものであり、形式的なグループ構造に関わらず同様の会計情報を提供するものであるため、それによって失われる情報もあることには同意する。我々の法域では、親会社の個別財務諸表は要求されておらず、連結財務諸表の注記として補完情報が含められている。
- (4) 連結財務諸表を作成することによって失われる情報もあるが、得られる情報の方が大きい。失われた情報を補うことを検討する際には、利用者がどのような開示を求め

ているかを考えなければならないだろう。

- (5) 資産（特に、現金）の使用に関する制限など、議論されている多くの情報は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与」（以下「IFRS 第 12 号」という。）において既に要求されている。IFRS 第 12 号が、本論点を十分に識別しているかについて、適用後レビューを通じて検討する方法もあるだろう。
- (6) 本議題の中で示されている将来の基準設定活動に対する提案について、地域の中で示された見解として、IASB が取り組むべき範囲を超えるという見解、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー又はより幅広い企業報告プロジェクトを通じて検討できるかもしれないという見解、IASB は個別財務諸表に関連する論点により焦点を当てるべきことが示されているという見解があった。
- (7) 本論点は、国別の企業報告に関する論点とも関連があるが、私が理解する限りでは、この問題は、投資家の情報ニーズというよりは、国策上の懸念から生じるものである。仮に IASB が関与したとしても、国策の観点から、エンドースされるかどうか疑問である。（IASB Hoogervorst 議長）
- (8) 単一企業であっても、世界中に資金を保有しており、当該資金は表示される金額そのものではない。資産についても担保の有無や優先劣後関係の違いによって、より複雑となる。現金の保有場所については、IAS 第 7 号の修正を検討した際に、実務上の問題が指摘されたと理解しており、当時の議論の経緯を共有できるかもしれない。
(IASB Lloyd 副議長)

VIII. IFRS 第 8 号「事業セグメント」の改善

議題の概要

73. IASB は、2017 年 3 月 29 日に公開草案「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」(IFRS 第 8 号及び IAS 第 34 号「期中財務報告」の修正案)（コメント期限：2017 年 7 月 31 日）を公表した。
74. 2017 年 11 月の IASB ボード会議において、当該公開草案に寄せられたコメント・レターの要約について報告がなされ、一部の論点については最終化に向け、より詳細な分析が必要であるとされた。また、FASB が「事業セグメント」の改善に係るプロジェクトを正式にアジェンダに追加し、検討を開始したことが報告され、IASB はその状況を考慮するとした。
75. ASAF 会議では、前項のボード会議を踏まえ、より詳細な分析が必要であるとした以下の論点を議題として取り上げ、一部の論点については IASB から今後の検討の方向性に係る案が示され、ASAF メンバーに対し、今後の検討の方向性に対する見解が求められた。

論点	項目	内容
CODM ⁵ の識別	IASB の今後の検討の方向性に係る提案事項	<p>【案 1】 CODM のうち、会社全体のリソースの配分決定と業績評価を行う最も低いレベルがどのようなものかを検討する。</p> <p>【案 2】 取得、売却や資本支出というよりも、直接的に継続的な収益の創出や費用の発生に関連した意思決定を行う個人又はグループを検討する。</p> <p>【案 3】 CODM は、意思決定を行わない非執行メンバーが過半数を超えるものは含まれないとする案を検討する。</p>
	ASAF メンバーへの質問事項	どのような検討が可能か。
事業セグメントの報告セグ	IASB の今後の検討の方向性に係	【案 1】 集約の要件の項を削除し、実務上の限度に関する規定（例えば、報告可能なセグメントの上限を 10 と

⁵ 最高経営意思決定者 (Chief Operating Decision Maker) の略。

論点	項目	内容
メントへの集約	る提案事項	<p>する規定) を残すことを検討する。</p> <p>【案 2】報告セグメントの決定に係る量的基準（例えば収益合計額の 10%以上）などの規定のみを残すことを検討する。</p> <p>【案 3】経済的特徴が類似することを判断することに資する要素のリストを提供することを検討する。例えば、ビジネスの性質や投資家が典型的に着目する情報など。</p>
	ASAF メンバーへの質問事項	<p>(1) ASAF メンバーの法域における作成者、監査人、規制監督当局は、セグメントの集約に困難さがあるか。</p> <p>(2) 検討すべき領域についてどのように考えるか。</p> <p>(3) 他に代替的な提案はないか。</p>
レポート間の報告セグメントの違い	IASB の今後の検討の方向性に係る提案事項	特段示されていない。
	ASAF メンバーへの質問事項	<p>(1) 年次報告と年次報告パッケージの異なる箇所が相互に一貫性を持つことができるようになるための方法について提案はあるか。</p> <p>(2) 次のどちらの立場を支持するか。</p> <p>A) 年次報告への要求を削減すべき。</p> <p>B) 「年次報告パッケージ」⁶を再定義し予備的見</p>

⁶ IFRS 第8号第19B 項（公開草案により提案されている文言）

企業の年次報告パッケージとは、次のような文書のセットである。

- (a) 企業の年次財務諸表とほぼ同時に公表され、
- (b) 企業の年次経営成績を財務諸表利用者に伝達し、
- (c) 例えば、企業のウェブサイト又は規制上の提出書類において、一般に公開されている。

年次財務諸表のほか、年次報告パッケージには、経営者による説明、プレスリリース、予備的発表、投資家向けプレゼンテーション及び規制上の提出目的の情報が含まれる場合がある。

論点	項目	内容
		解を追加するのみに留めるべき。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

76. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 今回の ASAF 会議では取り上げられていない論点には、我々が公開草案へのコメント・レターでコメントした複数の論点があるが、他の論点は今後取り上げる予定があるのかを確認したい。

77. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) ASAF 会議で取り上げなかった論点について懸念があれば、直接、スタッフに伝えほしい。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

78. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(CODM の識別)

- (1) CODM の識別が困難であるとの意見は聞かれておらず、実務において定着しており、これ以上の修正はかえって混乱を招く可能性がある。今後の検討の方向性として示されている案は、いずれも公開草案からの実質的な変更を意図するもので、公開草案のままでよいと考える。
- (2) 我々の法域では、執行者が取締役会とは完全に分離しているため、ガバナンスを行い営業上の意思決定を行わない取締役会を CODM として認識できるのかという点に困難さがある。
- (3) 特に多国籍企業において、一般に CODM として識別されている取締役会が、どのようなレベルの意思決定を行っているのかが明確ではないと考える。また、これまでの実務において最も高いレベルの意思決定者を CODM としてきていたため、最も低いレベルにするというのは作成者に混乱を与える可能性がある。

- (4) 企業全体の意思決定を行う企業の最も低いレベルというのは、直感的にうまくいかないよう思う。(IASB Hoogervorst 議長)
- (5) 営業上の意思決定と事業セグメントへの資源の配分は、実際は様々な場所で同時に行われていることや、資源の配分は最も高いレベルの戦略的な決定だという意見があり、公開草案の内容は、その判断において不十分である。基準の文言の変更ではなく、内容が明確に伝わる例示を示すことでどうか。
- (6) 我々の法域では、昨年に同様のリサーチ・プロジェクトを行ったが、CODM の識別において特に解決すべき問題は見られなかった。
- (7) 教育マテリアルやケーススタディなどは、強制力はないが、考え方を示すうえで有用かもしれない。(IASB スタッフ)

(事業セグメントの報告セグメントへの集約)

- (8) 今後の検討の方向性に示した【案1】及び【案2】は、米国において議論されている内容である。基本的には、集約に係る判断要素を取り除き、一定程度なら集約できるという、作成者には単純で利用者にはより多くの情報が開示される方向性に関する議論である。(IASB スタッフ)
- (9) 我々の法域では、CODM が見ている情報とは何なのか、またそれが様々なセグメントにどのように影響するのかに関する点から議論を始めている。特に、二つの極端な考え方を議論しており、一つは10%などの定量的基準に関する大きさ(size)の議論と、もう一つはセグメントの開示の基準(criteria)で、実務上の限度は10のセグメント以下かもしれない。

議論の発端は、90年代にこの基準が議論されていた当時のテクノロジーと今日のテクノロジーとの間における大きな相違にあり、我々が理解したいことは、テクノロジーの変化を踏まえて、企業を切り刻むことができるようになる、最も新しい方法を理解することだった。クラウドコンピューティングの導入により、その能力は大きく進化しており、企業において経営管理のアプローチが変化しているときに、我々はそれがどのような意味を持つのかを考える必要がある。

我々は企業が見る、もしくは企業が我々に見せているセグメントの変更を意図しているのではない。ただ、文書間の一定程度の一貫性を確認し、それがどのような関連性なのか、そこからセグメントへの影響を考察していく。

- (10) 作成者は、集約基準に詳細な規定を設けることは、コミュニケーションの改善の観点からGAAP情報とは異なる追加的なセグメント情報を財務諸表外の資料に記載する上

で適切ではないと考える一方、利用者や規制当局には、そのような詳細な規定を望む者もいる。集約の上限を設ける案は、実際には利用者の懸念には応えておらず、問題は、開示されるセグメントが過多であるというよりも、最終的に一つの報告セグメントしか報告されないことだ。

- (11) 今後の検討の方向性で示された【案 3】では、「投資家が典型的に着目する情報」のリストを提供するとしているが、IFRS 第 8 号の基本原則は投資家の目線ではなくマネジメントの目線であり、違和感がある。
- (12) (9)の意見におけるテクノロジーに焦点を当てた取組みはとても興味深い。何年もの間、CODM が一ヶ月に一度紙で入手するレポートを前提として議論してきたが、可能な限り国際的な規模でその種の調査を行うことはどうか。
- (13) セグメントが過多又は過少であることについては、我々の法域において特に問題とはなっておらず、集約基準が問題ではない。問題は、セグメントの報告においてカモフラージュが行われることだ。その点では、今後の検討の方向性で示された【案 1】【案 2】は解決策とはなっておらず、【案 3】が有用であると考える。
- (14) 我々の法域では CODM の識別は問題となっていないが、集約基準は問題となっている。今後の検討の方向性で示された案の中では【案 3】が最も良いと考える。
- (15) セグメントの上限を設けたことによる集約によって、例えば新規事業や成長期にある事業が集約され可視化されることは、利用者にとって有用ではないのではないか。

(レポート間の報告セグメントの違い)

- (16) 財務諸表とそれ以外のレポート間で識別されたセグメントに差異が生じる理由について説明を求めるることは、規制当局が要請すべきもので、基準設定主体が要求する範疇を超えている。
- (17) 説明を求める理由は、投資家が財務諸表に示した見方に間違いがあることを示すことがある。(IASB Hoogervorst 議長)
- (18) 我々の法域では、監査人は財務諸表の内容と財務諸表外の情報との整合性を確保する責任がある。財務諸表外の GAAP に基づかない情報との調整を踏まえて財務諸表を監査することは適切ではない。

IX. 共通支配下の企業結合

議題の概要

79. IASB は、「アジェンダ協議 2015」で受け取ったフィードバックを踏まえて、共通支配下の企業結合 (BCUCC) に関するリサーチ・プロジェクトを再開している。

80. 今回の ASAF 会議では、本プロジェクトの範囲及び会計処理方法が論点となった。

(プロジェクトの範囲)

81. IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。) は、共通支配下の企業結合を、次のように定義している。

IFRS 第 3 号 B1 項 (下線は事務局による追加)

共通支配下の企業又は事業が関わる企業結合とは、すべての結合当事企業又は事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない 企業結合をいう。

82. IFRS 第 3 号 B1 項の記述の主要な要素は次の 3 つである。

- (a) 対象となる取引は、「企業結合」であること。
- (b) すべての結合当事企業又は事業が「共通支配下」にあること。
- (c) 共通支配が「一時的でない (not transitory)」こと。ただし、IFRS 第 3 号では、一時的な支配について詳述されていない。

83. 今回の ASAF 会議では、本プロジェクトで検討する範囲に関する IASB スタッフからの以下の提案について議論が行われた。

- (1) 共通支配下の「取引」であって、報告企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する場合には、IFRS 第 3 号を適用した場合に報告企業が取得企業として識別されるか否かにかかわらず（すなわち、「取引」が企業結合の定義を満たさない場合であっても）、本プロジェクトの範囲に含まれる。
- (2) 共通支配下の企業結合と IFRS 第 3 号が適用される企業結合との区別に焦点を当てるのではなく、企業結合に関する会計上の要求事項の「ギャップを埋める」ことに焦点を当て、既知の適用上の問題（例えば、一時的な取引、IPO を条件とした企業結合など）を考慮にいれる。

84. また、IASB スタッフは、前項(1)において、報告企業が会計処理を行う必要のある「取

引」に焦点を当てているが、その範囲は、本プロジェクトにおいて開発される会計処理の要求事項を、報告企業（事業に対する支配を獲得した企業）のどの財務諸表（すなわち、連結財務諸表か、個別財務諸表か）に対して適用するかを特定するものではないとしている。

85. なお、IASB スタッフは、本プロジェクトの範囲と他の基準との相互関係についての整理を下図のように示している。

	共通支配下でない取引	共通支配下の取引
事業の移転を含まない	適用可能な IFRS 基準でカバーされる	適用可能な IFRS 基準でカバーされる (IFRS 第 3 号第 2 項(c)の範囲除外は適用されない) (注 1)
事業の移転を含む	IFRS 第 3 号によりカバーされる (注 2)	IFRS 基準でカバーされていない (本プロジェクトの範囲)

(注1) IASB スタッフは、本プロジェクトの進捗に伴い、共通支配下の他の取引の会計処理との相互関係を検討する予定である（例えば、関連会社の取得など⁷）。

(注2) IASB スタッフは、本プロジェクトの進捗に伴い、共通支配下にない企業結合の会計処理との相互関係を検討する予定である。

(会計処理方法)

86. 本プロジェクトの範囲に含まれる取引に適用される会計処理方法を検討するにあたり、IASB スタッフは 4 つの会計処理方法、すなわち①取得法、②簿価引継法、③フレッシュ・スタート法、④取得原価の配分を比較し、①及び②を検討の出発点として使用し、③及び④についてはプロジェクトの進捗に伴い検討することとしている。
87. IASB スタッフは、最初にどの会計処理方法を本プロジェクトの範囲に含まれる取引に適用すべきかという論点を検討している。そのうえで、範囲に含まれるすべての取引に单一の会計処理方法を適用するのか、異なる取引に異なる会計処理方法を適用するのかを検討しているが、後者の場合には、どの取引に対してどの会計処理方法を適用するのかを、どのように選択するかが問題になるとしている。
88. また、適用すべき会計処理方法を検討するにあたり、次の 2 つのアプローチを検討し

⁷ IFRS-IC は、共通支配下における関連会社の取得に関するアジェンダ決定案を 2017 年 6 月に公表している。

ている。いずれの場合も、本プロジェクトの範囲に含まれる取引には複数の異なる会計処理方法を適用することとなる可能性がある。

- (1) アプローチ 1：取得法から検討を開始する。
- (2) アプローチ 2：簿価引継法から検討を開始する。

89. IASB スタッフは、次の 3 つのステップで、特定の取引に対する会計処理方法の選択に対する検討を行っている。

- (1) ステップ 1：特定の取引に対する会計処理方法を選択する際に考慮すべき要因の識別

要因の例として、①企業結合の意思決定プロセス、②取引の目的、③対価（対価の価格決定、対価の形式、公正価値の証拠）、④経済的実質が挙げられている。

- (2) ステップ 2：会計処理方法の選択に関する各要因の影響を評価するためのプロセスの決定

IASB スタッフは、会計処理方法の選択に関する各要因の影響を評価するためのプロセスを決定するにあたり、①概念フレームワーク、②報告企業の視点、③主要な利用者、④有用な情報及び⑤コストの制約がそれぞれ絡み合っているとしたうえで、②から⑤のそれぞれについて、①の概念フレームワークを参照している。

- (3) ステップ 3：ステップ 1 で識別された各要因の検討と、ステップ 2 の評価プロセスの適用

ステップ 1 で識別された要因を評価する方法は、「どの会計処理方法が、その情報の便益によって正当化できるコストで、報告企業の財務諸表の主要な利用者にとって最も有用な情報を提供するか」というものである。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

90. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本プロジェクトの範囲を共通支配下の企業結合の定義に合致する取引に限定しないことに同意する。
- (2) しかし、会計処理について議論する前に、どの報告企業が、どの財務諸表に対し、誰の観点からであるのかについて明確にすることが重要であると考える。
- (3) さらに、共通支配下の企業結合の会計処理の根拠は、事業譲渡の会計処理と一致し

ている必要があるため、両者を同時に検討することが望ましいと考えている。

91. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 検討すべき多くの要素があるため、正しい結果が何であるかを決めるにあたり、初めに 1 つの会計処理方法のみを出発点と決めて検討を進めることは有用ではないと考え、同意しない。

参加者のその他の発言

92. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの範囲)

- (1) 一般的な範囲を支持する。現在の範囲を広げ、期待されているものをカバーできるものと考える。共通支配下における関連会社の取得まで範囲に含めることを検討しているのか。

⇒共通支配下における関連会社の取得については、本プロジェクトの範囲内の取引と相互関係があると考えられるため、本プロジェクトの進捗に伴い検討する予定である。ただし、厳密にいえば、「報告企業が 1 つ又は複数の事業の支配を取得すること」に該当しないため、本プロジェクトの範囲には該当しない。(IASB スタッフ)

- (2) 範囲がよく特定されており、IASB スタッフの提案を支持する。個別財務諸表の取扱いも範囲に含めることを検討する必要がある。なお、IPO を目的とする新会社の設立に関する会計処理をプロジェクトの範囲に含めるという IASB スタッフの提案にも同意する。上場前に新会社に事業を移転する場合の会計処理をどのように行うかが課題であると考えている。

共通支配下における関連会社の取扱いに関するアジェンダ決定案の最終化は、どのタイミングで進めるつもりなのか。

⇒将来、本プロジェクトの作業にあわせ、より深く検討したうえで、IFRS-IC にとつて適切なステップが何かを決定することになると考えている。現時点では様子を見ている状況である。(IASB Lloyd 副議長)

- (3) すべてのタイプの構造及び取引を検討するという提案を概ね支持する。すべての取引を検討することが難しい場合には、IFRS-IC に提起された論点に焦点を当てて分析することになると考えられる。ただし、個別財務諸表における会計処理を無視しては

ならないと考える。また、取引が企業結合か共通支配下の企業結合かの区別に注力しないという提案にも同意する。

- (4) 本プロジェクトが再開されたことに感謝する。事例に示された IPO の例示を範囲に含めることを支持する。想定する取引が過不足なく含まれるようにプロジェクトの範囲を定義することは困難を伴うと思われるが、適時に処理できるよう協力したい。
- (5) 本プロジェクトの範囲及び焦点を当てる報告企業に関する提案について支持するが、必ずしも連結財務諸表のみが対象ではないと考える。
- (6) 本プロジェクトの範囲に関しては、全般的に同意する。IASB スタッフが本プロジェクトと他の基準との相互関係を示したことは有用と考える。また、プロジェクトを通じて、連結財務諸表と個別財務諸表への影響を考慮することが体系的なアプローチであり、異なる事例を検討するにあたり意義があることと考えている。
- (7) 報告企業が、（取得企業として識別されるか否かにかかわらず）1 つ又は複数の事業に関する支配を獲得する取引を範囲に含めることを支持する。ただし、IASB スタッフが示した他の基準との相互関係について、共通支配下における事業でない取引が他の基準でカバーされているかどうかについては確信がもてない。

(会計処理方法)

代替案の識別

- (8) スタッフの予備的見解に同意する。また 2 つのアプローチに劇的な差異があるとは思わない。財務諸表利用者のニーズを考慮した場合、将来キャッシュ・フローへの影響はいずれの方法であっても同じ結果になるべきである。
- (9) 複数の会計処理があるというスタッフの予備的な見解に同意する。取得法と簿価引継法を検討することから始めることができると考えるが、他の方法が即座に排除されるわけではない。どのような実務があるかを気にせず、概念的なことから検討をするとよい。
- (10) 我々の法域においては、共通支配下の企業結合において簿価引継法が要求されている。これは、我々の法域における共通支配下の企業結合の大半が支配企業によって行われているためである。このような取引の主な目的は、事業の合理化又は株式の所有構成の再構築である。したがって、少数株主が関与しているものの、支配企業が権力を有するため、取引のタイミング、構造、対価を決定することができる。そのため、取得法が認められれば、取得法を悪用した資産価値の大幅な変動や市場操作が行わ

れることが予想される。

特定の取引に対する会計処理方法の選択

- (11) 考慮すべき要因の識別において、経済的実質を認識しようとしているように思われるが、これは非常に困難である。また、経済的実質という言葉は、常に同じように使われているわけではないため、余計な混乱を招く可能性がある。経済的実質というものをブレークダウンし、より明確なものとすることを求める。

⇒経済的実質という言葉は IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」と同じ概念で使用している。(IASB スタッフ)

⇒それがよい仕切りかどうかわからない。

- (12) 考慮すべき重要な要因として、非支配持分があるか否かがあるのではないか。

⇒考慮すべき要因として、取引の特徴のようなものを扱っているという認識だが、非支配持分はそうではない。(IASB スタッフ)

- (13) 主要な利用者が、既存の投資者であるか、潜在的な投資者であるかで異なる帰結になると考える。これらの 2 つのグループのニーズに対して対応を提示する必要があると考えるか。

⇒IASB スタッフが検討することを考えていた利用者のグループは債権者であるが、株式投資者に焦点を当てるべきと考えているということか。(IASB スタッフ)

⇒そう考えている。また、債権者が同じ役割を果たす可能性もあるだろう。なぜなら、IPO が行われる場合、将来キャッシュ・フローが変動することが考えられることから、債権者の権利の質が変わる可能性がある。

⇒恐らくその状況では、債権者はより影響を受けていると考える。

- (14) 非公開企業の債権者であっても、主要な利用者の定義に当てはまるため、主要な利用者について明確にすべきである。一般目的財務報告の外部の利用者について検討する必要があるかもしれない。

⇒主要な利用者を定義することは考えていない。(IASB Hoogervorst 議長)

X. プロジェクトの近況報告と ASAF の議題

議題の概要

93. 本セッションでは、次の内容について IASB スタッフから説明があった。

- (1) 2018 年 4 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容 (アジェンダ・ペーパー 9 付録 A)
- (2) IASB のアジェンダ・プロジェクトの簡単なアップデート (アジェンダ・ペーパー 9 付録 B)
- (3) 2017 年 9 月開催の ASAF 会議における ASAF メンバーからのアドバイスを IASB スタッフ又は IASB がどのように検討したかについてのフィードバック (アジェンダ・ペーパー 9 付録 C)

94. 前項(1)については、IASB スタッフは、次の項目を 2018 年 4 月開催予定の ASAF 会議の議題とすることを提案している。

- (1) 開示に関する取組み—開示原則
- (2) 基本財務諸表
- (3) 動的リスク管理
- (4) のれん及び減損
- (5) 料金規制対象活動
- (6) 有形固定資産—意図した使用の前の収入 (IAS 第 16 号の修正案)

95. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

- (1) 2018 年 4 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案に対するコメントはあるか。
- (2) 2018 年 4 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案について、追加したい項目はあるか。
- (3) プロジェクトのアップデート又は IASB が ASAF メンバーのアドバイスを求める時期についてコメントはあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

96. ASBJ からは、特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

97. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) オーストラリアでリサーチ・フォーラムを開催しており、そこでの議論を要約することを考えている。

以 上